

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成27年11月20日現在

Table with columns: 福島県, 出荷制限, 摂取制限. It lists various food items like dairy products, vegetables, fruits, and meat, along with their production areas and consumption restrictions.

※1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉宇助常、原町区高倉宇吹屋、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇松木、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇葉師岳、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楢葉町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、富岡町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村、飯館村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成27年11月20日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	階上町
		青森市、十和田市、鯉ヶ沢町(ナラタケを除く。)
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	釜石市、奥州市、平泉町 大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、花巻市、北上市、金ケ崎町、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木ナメコ(露地栽培)	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ケ崎町、平泉町、住田町
	タケノコ	一関市、陸前高田市、奥州市
	コシアブラ	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町
	ゼンマイ	一関市、奥州市、住田町
	ワラビ(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	砂鉄川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカ肉	全域
	クマ肉	全域
	ヤマドリ肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	石巻市、白石市、名取市、角田市、栗原市、東松島市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、富谷町、大衡村、色麻町 仙台市、気仙沼市、登米市、大崎市、大和町、加美町、南三陸町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	仙台市、栗原市、大崎市
	タケノコ	栗原市(旧築館町、旧志波姫町、旧高清水町及び旧瀬崎町の区域を除く。)、丸森町(旧耕野村、旧丸森町及び旧小斎村の区域を除く。)
	クサソテツ(こごみ)	気仙沼市、栗原市
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大崎市
	コシアブラ	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ゼンマイ	気仙沼市、大崎市、丸森町
タラノメ(野生のものに限る。)	気仙沼市、栗原市、大崎市	
穀類	米(平成25年産)	栗原市(旧沢辺村の区域に限る。)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、暮石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。))及び松川(支流を含む。))ただし、濁川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	アユ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。))ただし、白幡堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	白石川(支流を含む。))ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
肉	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。))及び同県内の北上川(支流を含む。))
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシ肉	全域
クマ肉	全域	
山形県		出荷制限
肉	クマ肉	全域
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、銚田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、銚田市、茨城町
	タケノコ	龍ヶ崎市、北茨城市、ひたちなか市、潮来市、銚田市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	スズキ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アメリカナマス(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
肉	ウナギ	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。))
	イノシシ肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシ肉を除く。

\* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。))及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成27年11月20日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	足利市、鹿沼市、真岡市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、市貝町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町 宇都宮市、栃木市(旧岩舟町の区域を除く。)、日光市、大田原市、茂木町、芳賀町、那珂川町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	サンショウ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
	タラノメ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
ワラビ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市	
クリ	大田原市、那須塩原市、那須町	
肉	牛の肉 <sup>※</sup>	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域

群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)&及び薄根川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリ	全域

埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町

千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	千葉市、流山市、八千代市、我孫子市、印西市、白井市 佐倉市、君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	タケノコ	我孫子市、栄町
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)&並びに手賀川(支流を含む。)
	コイ	
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)&ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。

新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)

山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村

長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	軽井沢町、御代田町 小躰市、佐久市、小海町、佐久穂町、南牧村(マツタケを除く。)
	コシアブラ	長野市、中野市、軽井沢町、木島平村、野沢温泉村

静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

※ 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満のものを除く。)&及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請



原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成27年11月20日現在

Table with columns for Prefecture (都道府県) and Outage Restriction (出荷制限). It lists various regions such as Kusatsu (クサツツ(こごみ)), Komagatake (コマタケ), Zenmai (ゼンマイ), and others, along with specific product codes and their corresponding outlet restrictions. The table is organized into sections for Prefecture (都道府県), Municipality (市町村), and Rice (米). Each entry includes details on the type of food and the specific areas affected by the restrictions.

※ の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成27年11月20日現在

Table with columns for product types (e.g., 米, イカナゴの種類, マダラ) and detailed regional information (e.g., 福島県, 茨城県, 栃木県) under the heading '出荷制限' (Shipping Restriction).

※( )内の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成27年11月20日現在

青森県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.26～：+有田町、龍上町(「ナタケを主とする。」「H24.10.26～H27.11.20解除。+有田町(「ナタケに限る。」「)
		H24.10.30～：青森県(「ナタケを除く。」「)
		H24.10.30～H27.11.20解除。青森県(「ナタケに限る。」「)
		H25.10.1～：静ヶ野町(「ナタケを除く。」「)
水産物	マダラ	H25.10.1～H27.11.20解除。青森県(「ナタケに限る。」「)
		H24.8.27～H24.10.31解除。青森県(「ナタケに限る。」「)
岩手県		出荷制限
野菜類	タケノコ	H24.8.21～：一関市、奥州市
		H24.8.30～：盛岡市
	原木シイタケ(菌地栽培)	H24.11.2～：一関市、奥州市
		H24.6.19～H27.4.10解除。盛岡市(「ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(菌地栽培)は出荷制限の対象から除く。」「)
		H24.6.20～H27.4.10解除。大船渡市(「ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(菌地栽培)は出荷制限の対象から除く。」「)
		H24.6.20～H27.4.10解除。奥州市(「ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(菌地栽培)は出荷制限の対象から除く。」「)
	原木シイタケ(菌地栽培)	H24.6.20～H27.4.10解除。一関市、大船渡市、奥州市(「県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(菌地栽培)は出荷制限の対象から除く。」「)
		H24.6.20～H27.4.10解除。花巻市、北上市、山形町(「ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(菌地栽培)は出荷制限の対象から除く。」「)
		H24.6.20～H27.4.10解除。滝野町(「ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(菌地栽培)は出荷制限の対象から除く。」「)
		H24.6.20～H27.4.10解除。鹿角市(「ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(菌地栽培)は出荷制限の対象から除く。」「)
	原木ナメコ(菌地栽培)	H24.10.10～H24.8解除。遠野市
		H24.10.23～：奥州市
		H24.11.2～：一関市、奥州市
		H24.10.11～：一関市、盛岡市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.18～：奥州市
		H24.10.29～：大船渡市、金ケ崎町
		H25.10.9～：奥州市
		H24.8.10～：奥州市、花巻市
	コシアブラ	H24.8.14～：奥州市
		H24.8.18～：奥州市
H24.8.18～：北上市		
H24.8.18～：滝野町		
セリ(野生のものに限る。)	H24.8.20～：一関市、奥州市	
	H24.8.18～：奥州市	
	H24.8.17～：一関市	
	H24.8.7～：奥州市	
ワラビ(野生のものに限る。)	H24.8.18～：奥州市	
	H24.8.17～：一関市	
	H24.8.7～：奥州市	
	H24.8.7～：奥州市	
雑穀	大豆	H25.1.4～H25.2.4一部解除。一関市(「旧豊清水村の区域に限る。」「)
穀類	ソバ	H24.11.13～H25.4.11解除。遠野市(「旧浪良村の区域に限る。」「)
		H24.11.30～H25.4.11解除。奥州市(「旧衣川村の区域に限る。」「)
水産物	スズキ	H24.10.25～H27.11.20解除。最大高潮時海岸線と岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城県福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
		H24.5.2～H25.1.17解除。最大高潮時海岸線と岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城県福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
		H25.6.4～H25.8.30解除。宮城県最大高潮時海岸線と岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線及び宮城県最大高潮時海岸線に至る線
		H24.8.20～：砂浜川(「支流を含む。」「)
ウグイ	H24.5.8～H27.9.30解除。釜川(「支流を含む。」「)	
	H24.5.11～H27.3.10解除。釜川内の上川のうち四十四田ダムの下流(「支流を含む。」「)	
	H24.6.12～H27.3.10解除。荒川(「支流を含む。」「)	
	H24.3.11～H25.8.23解除。犬川(「支流を含む。」「)	
肉	牛肉	H24.8.11～H27.8.29一部解除。全県(「県の定める指示(検査方針)に基づき管理される牛を除く。」「)
		H24.8.10～：全県
		H24.7.28～：全県
		H24.10.22～：全県
宮城県		出荷制限
野菜類	タケノコ	H24.5.1～H27.4.24解除。白石市
		H24.6.1～：丸森町(「下記の区域を除く。」「)
		H24.5.1～H25.4.17解除。丸森町(「旧御野村の区域に限る。」「)
		H24.5.1～H27.4.24解除。丸森町(「旧丸森町及び旧小栗村の区域に限る。」「)
	原木シイタケ(菌地栽培)	H24.6.29～H27.7.17解除。栗原市(「旧安部町、旧志波町、旧高津水町及び旧瀬崎町の区域に限る。」「)
		H24.6.18～：白石市、奥州市
		H24.6.18～：丸森町
		H24.6.18～：丸森町
	原木シイタケ(菌地栽培)	H24.6.11～H27.3.25一部解除。丸森町(「ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(菌地栽培)は出荷制限の対象から除く。」「)
		H24.6.11～H27.3.25一部解除。南三陸町(「ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(菌地栽培)は出荷制限の対象から除く。」「)
		H24.6.12～：奥州市
		H24.6.12～：奥州市
	原木シイタケ(菌地栽培)	H24.6.20～H27.4.10解除。花巻市(「ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(菌地栽培)は出荷制限の対象から除く。」「)
		H24.6.20～H27.4.10解除。北上市(「ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(菌地栽培)は出荷制限の対象から除く。」「)
		H24.6.20～H27.4.10解除。鹿角市(「ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(菌地栽培)は出荷制限の対象から除く。」「)
		H24.6.20～H27.4.10解除。奥州市(「ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(菌地栽培)は出荷制限の対象から除く。」「)
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.18～：奥州市、大崎市
		H24.10.18～：奥州市
		H24.10.18～：大崎市
		H24.10.18～：大崎市
クサソテツ(こごみ)	H24.4.27～H27.4.29一部解除。奥州市(「乾燥されるクサソテツは出荷制限の対象から除く。」「)	
	H24.5.7～H27.5.25解除。加美町	
	H24.6.9～：奥州市	
	H24.6.7～：奥州市	
コシアブラ	H24.8.9～：奥州市	
	H24.8.9～：奥州市	
	H24.8.11～：奥州市	
	H24.8.7～：奥州市	
ゼンマイ	H24.8.11～：奥州市	
	H24.8.11～：奥州市	
	H24.8.11～：奥州市	
	H24.8.11～：奥州市	
雑穀	大豆	H25.1.4～H25.3.15一部解除。栗原市(「旧金田村の区域に限る。」「)
穀類	粟(平成25年度)	H25.1.19解除。栗原市(「旧金田村の区域に限る。」「)
		H24.3.19～：奥州市(「旧沢田村の区域に限る。」「)
ソバ	H24.11.16～H24.4.11解除。栗原市(「旧一栗村の区域に限る。」「)	
	H24.12.14～H25.2.25解除。大崎市(「旧一栗村の区域に限る。」「)	
水産物	クダヒ	H24.6.28～：奥州市
		H24.6.11～：奥州市
		H24.11.8～：奥州市
		H24.4.12～H27.11.20解除。最大高潮時海岸線と岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城県福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線
スズキ	H24.4.12～H27.11.20解除。最大高潮時海岸線と岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城県福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線	
	H24.10.25～H27.11.20解除。最大高潮時海岸線と岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城県福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線	
	H24.5.30～H25.4.14解除。宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城県福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線	
	H25.6.4～H25.8.30解除。最大高潮時海岸線と岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線及び宮城県最大高潮時海岸線に至る線	
マダラ	H24.5.2～H24.8.30解除。マダラ(「1尾の重量が1キログラム未満のものに限る。」「)	
	H24.5.2～H25.1.17解除。マダラ(「1尾の重量が1キログラム未満のものに限る。」「)	
	H24.5.8～H25.2.17解除。最大高潮時海岸線と岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城県福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線	
	H24.5.2～H25.1.17解除。最大高潮時海岸線と岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城県福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線	
アユ(養殖を除く。)	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.8.27～：宮城県内の阿武隈川(「支流を含む。」「)
		H25.6.27～H25.12.25解除。宮城県内の阿武隈川(「支流を含む。」「)
		H24.4.20～H27.9.30解除。宮城県内の阿武隈川(「支流を含む。」「)
		H24.4.20～：白石川(「支流を含む。」「)
イワナ(養殖を除く。)	ウグイ	H24.6.14～：大崎市の大蔵子より上流(「支流を含む。」「)
		H24.6.14～：大崎市の大蔵子より上流(「支流を含む。」「)
		H24.6.14～：大崎市の大蔵子より上流(「支流を含む。」「)
		H24.6.14～：大崎市の大蔵子より上流(「支流を含む。」「)
牛肉	イシノシの肉	H24.8.11～H27.8.29一部解除。全県(「県の定める指示(検査方針)に基づき管理される牛を除く。」「)
		H24.8.10～：全県
		H24.8.28～：全県
		H24.10.22～：全県

※ 〇〇〇〇〇〇〇〇の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成27年11月20日現在

Table with columns for region (山形県, 宮城県, 福井県), product type (原料, 野菜類, 水産物, 肉, その他), and specific product details with corresponding restriction codes (e.g., H23.2.23, H24.4.18).

※ [ ] の箇所は、出荷制限の対象



原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成27年11月20日現在

栃木県		出荷制限	
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.8.10～H25.1.23解除：栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。) H24.9.10～H25.3.26解除：矢野川(支流を含む。)	
	イワナ(養殖を除く。)	H24.6.20～H25.12.17解除：栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) H25.5.30～H27.6.23解除：栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)	
	ウグイ(養殖を除く。)	H24.5.7～H24.9.25解除：矢野川(支流を含む。ただし、箕井川及びその支流を除く。) H24.5.30～H24.9.25解除：箕井川(支流を含む。)	
	ウグイ(養殖を含む。)	H24.5.30～H25.1.23解除：矢野川(支流を含む。)	
肉	牛の肉	H24.8.20～H25.2.20一部解除：全域(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	
	イノシシの肉 シカの肉	H24.12.2～H25.12.5一部解除：全域(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)	
その他	茶	H23.7.8～H24.6.1解除：栃木県 H23.6.2～H25.3.26解除：大田原市 H23.6.2～H25.3.31解除：鹿沼市	
群馬県		出荷制限	
農産物	ホウレンソウ	H23.3.21～4.8解除：全域	
	オキナ	H23.3.21～4.8解除：全域	
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.10～：東田原町、東田原町、藤岡村 H24.10.10～：東田原町 H24.10.10～：東田原町 H24.10.28～：東田原町 H24.11.18～：みなかみ町 H24.4.27～：菅沼川のうち菅沼川から菅沼電力株式会社久能所菅沼川取水施設までの区間(支流を含む。)	
	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.27～H24.11.9解除：菅沼川(支流を含む。)	
水産物	イワナ(養殖を除く。)	H24.4.27～H24.11.9解除：菅沼川(支流を含む。)	
	イノシシの肉	H24.8.8～：菅沼川のうち菅沼川から菅沼電力株式会社久能所菅沼川取水施設までの区間(支流を含む。) H24.8.8～H24.11.9解除：鳥川のうち川田郷の上流(支流を含む。)	
肉	イノシシの肉	H24.8.12～：菅沼川(支流を含む。)	
	クマの肉 シカの肉 ヤマドリ肉	H24.10.10～：全域 H24.8.10～：全域 H24.1.23～：全域	
その他	茶	H23.6.30～H24.5.25解除：桐生市 H23.6.30～H25.5.7解除：渋川市	
埼玉県		出荷制限	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.10～：東田原町、東田原町 H24.10.28～：とががわ町 H24.11.8～：鳩山町	
千葉県		出荷制限	
農産物	ホウレンソウ	H23.4.4～4.22解除：旭市、香取市、多古町	
	ジャガイモ、ポテトサイ、サツマイモ	H23.4.4～4.22解除：旭市	
	パセリ	H23.4.4～4.22解除：旭市	
	セルリ	H23.4.4～4.22解除：旭市	
	タケノコ	H24.4.1～H24.10.23解除：高野市、大宮市	
		H24.4.1～H25.1.22解除：高野市、白井市	
		H24.4.1～H25.10.23解除：八千代市	
		H24.4.12～H25.10.23解除：船橋市 H24.4.18～H25.10.23解除：芝山町	
	原木シイタケ(露地栽培)	H24.10.11～：東田原町	
		H24.10.11～H24.10.14一部解除：全域(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
H24.11.14～H24.11.20一部解除：東田原町			
H24.12.2～H24.10.14一部解除：東田原町			
原木シイタケ(施設栽培)	H24.4.23～：東田原町		
	H24.4.10～：白井市		
	H24.4.18～：千原町、八千代市		
	H24.8.18～H24.8.18一部解除：山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)		
キノコ	H24.11.14～H24.10.14一部解除：東田原町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)		
	H24.11.14～H24.11.20一部解除：東田原町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)		
水産物	ギンブリ	H24.7.18～：千葉県及び千葉県に隣接する阿武隈川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)	
	コイ	H24.7.8～：千葉県及び千葉県に隣接する阿武隈川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)	
ウナギ	H24.11.12～：千葉県内の阿武隈川のうち堀大橋の下流(支流を含む。ただし、阿武隈川及び手賀川の上流、阿武隈川第一取水機場の下流、八潮川、考田川及び多田川を除く。)		
肉	イノシシの肉	H24.11.8～H25.1.23一部解除：全域(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)	
その他	茶	H23.7.4～H24.5.25解除：高野市 H23.7.4～H24.5.25解除：高野市 H23.6.2～H24.5.25解除：八潮市 H23.6.2～H24.5.25解除：野田市、富里市、山武市 H23.6.2～H25.1.13解除：成田市	
神奈川県		出荷制限	
その他	茶	H23.6.2～8.29解除：南足柄市 H23.6.23～9.12解除：松田町、山北町 H23.6.2～10.14解除：栗川町、清川町 H23.6.23～10.26解除：箱根町 H23.6.27～10.26解除：赤井町 H23.6.27～11.13解除：小田原市 H23.6.27～11.10解除：真鶴町 H23.6.2～H24.10.19解除：海河原町	
	肉	クマの肉	H24.11.8～：全域(後述市及び尾島村を除く。)
	山梨県		出荷制限
	農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28～：富士宮市、富士河口湖町、鳴沢村
	長野県		出荷制限
	農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.8.20～：藤井町、新井町 H24.6.14～：小田原市、湯根町(マツタケを除く。) H24.10.11～H27.11.20解除：小田原市、湯根町(マツタケに限る。) H24.10.11～：軽井沢市(マツタケを除く。) H24.10.11～H27.11.20解除：軽井沢市(マツタケに限る。) H24.10.11～：小田原市(マツタケを除く。) H25.10.1～H27.11.20解除：小田原市(マツタケに限る。)
コシアブラ		H24.10.21～H27.11.20解除：湯根町(マツタケに限る。) H24.8.21～：小田原市、湯根町 H24.8.21～：小田原市、湯根町 H24.8.21～：小田原市、湯根町 H24.8.21～：小田原市、湯根町	
肉		クマの肉	H24.11.8～：全域(後述市及び尾島村を除く。)
		シカの肉	H24.10.10～：全域 H24.10.7～：全域
静岡県		出荷制限	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.8～：藤井町、新井町 H24.10.28～：富士宮市、富士市 H24.10.7～：湯根町	

※ [ ] の箇所は、出荷制限の対象

( 参考資料 3 )

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績：平成27年11月20日現在

福島県	摂取制限
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	<b>H23.3.23～ 下記の地域以外</b>
	H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
	H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
	H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
	H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
	H23.3.23～6.28解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村
	H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
結球性葉菜類(キャベツ等)	<b>H23.3.23～ 下記の地域以外</b>
	H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
	H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
	H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
	H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
	H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)
アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー等)	<b>H23.3.23～ 下記の地域以外</b>
	H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)
	H23.3.23～5.4解除：いわき市
	H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
	H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町
	H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。))及び大玉村
	H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
キノコ類(野生のものに限る。)	H23.4.13～： <b>飯館村</b>
	H23.9.6～： <b>棚倉町(※首根菌に属する野生キノコに限る)</b>
	H23.9.20～： <b>南相馬市</b>
水産物 イカナゴの稚魚 ヤマメ(養殖を除く。)	H23.4.20～H24.6.22解除：全域
	H24.3.29～： <b>新田川(支流を含む。)</b>
肉 イノシシの肉	H23.11.9～： <b>相馬市、南相馬市、広野町、棚倉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村</b>
	H23.11.25～： <b>福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村</b>

※ [ ] の箇所は摂取制限の対象